

中國古代における對外貿易のかたち

—— 敦煌懸泉置漢簡を手掛かりとして ——

金 秉 駿

序 論

古代東アジアにおける相互交流の研究は、はじめは考古學資料を中心に進められてきた。考古學の發掘を通して得られた遺物は、交易の直接的な對象となることから、最も重要な資料に違いないが¹⁾、このような物質資料は交易の結果にあたるものに過ぎず、それを媒介した人々がどのように交易の過程に關與したのかを考察するには、根本的な限界がある。この問題を解決するために、人類學の理論を援用して古代國家間の交易を説明する試みもあった²⁾。確かに人類學的説明は交易の基本構造を理解するには大いに貢獻があったが、特定の時期や場所で行われた交易の具體的な過程を明らかにすることはできない。しかも、現存している古代の文獻資料は乏しい。そのうえ、外國との問題は國內の問題よりもはるかに簡単に處理されたので、外交ではない交易の場合、それに関する記録を探ることはもっと困難である。

最近、このような研究の停滞狀況を打開する手がかりが得られた。一九九〇年代初頭、中國甘肅省敦煌市懸泉置において、多量の漢代木簡が發見されたのである。未だ全體の内容が公開されてはいないが、このなかには、東トルキスタンにあった諸國と漢帝國とを往來した朝貢使節たちが懸泉置を通過した際の通行記録が多數残っている。筆者が目にしたのは、この使節たちの往來が唐宋時代以後の朝貢方式とは大きく異なっている點である。まず、彼らは使節の一員として入關したが、實際の彼らの行爲は朝貢というよ

1) 鄭仁盛 「弁韓・伽倻の對外交渉 —— 樂浪郡との交渉關係を中心として ——」 (『伽倻考古學の新たな照明』ヘアン、2003 年) の第一章 「樂浪郡との交渉に関する先行研究」を參照。

2) 崔夢龍 「古代國家成長と交易」 歷史學會編 『韓國古代の國家と社會』一潮閣、1985 年。

りは邊境交易であった。實は、こうした使節の性格は『漢書』にも言及されているが、懸泉置漢簡はより生々しい場面を傳えている。さらに、使節の規模と構成、そしてその時期にも特徴がみられる。これもまた使節の根本的な目的を再考させるところである。

一方、この資料は確かに漢の西側の邊境とその外側に位置する西域諸國との關係を示すものである。その西域諸國は、地理環境、生態面、さらに文化的にも漢とは大きく異なっており、この點で北側や東側・南側の邊境地域とは異なる。帝國の東・南・北で繰り広げられた外國との關係は、必ずしも西域諸國の場合と同一ではないかもしれない。そのため、今までの研究では、漢帝國を中心とする對外關係を一つのシステムとして理解せず、個別の關係として論じてきた。しかし、個別の事例において差異はあっても、漢帝國の基本的な外交原則が存在する限り、それに対する外國の立場も類似している可能性が高い。匈奴のような敵對關係ではなく、漢から遠く離れていながらも漢の要求する朝貢秩序に服している地域であれば、同じパターンを適用しても差し支えないと考えられる。漢の東側および南側邊境の外側の地域がこれにあたる。以上の立場から、漢の東側の地域、すなわち樂浪郡の外側に位置する三韓との關係が記された『晉書』の記事を再び分析してみると、懸泉置漢簡で確認される要素が同じように現れてくる。こうした現象は、倭や南蠻の場合にも適用できる。敵對關係に置かれていた外國との關係も、戰爭という關係の緊張が緩めば、西域および三韓との關係に似たような形をとっていたとみられる。

本論文では、懸泉置漢簡を分析し、そのなかから交易關連の情報を含んでいる部分を抽出することにしたい。特に、「永光五年康居王使者訴訟冊」という記録に注目し、これを中心に朝貢使節の經濟的活動の可能性を探り、その他の懸泉置漢簡の内容と結び付けて、漢と西域諸國との間の交易過程を明らかにしたい。その後、こうして抽出した交易原則を三韓と樂浪郡の交易關係に適用することによって、漢代から晉代に至るまでの對外交易の基本的なパターンを提示したい。本論文のなかでは十分に觸れることができないが、文獻資料をもとに導き出された筆者の結論は、考古學の資料とも合致するものとする。

一、懸泉置漢簡「永光五年康居王使者訴訟冊」分析

敦煌懸泉置漢簡は、漢代の敦煌郡に屬していた懸泉置という驛站を通過したり、宿泊・食事をした者たちについて、關連する情報を記したものである。そのため、朝貢使節の記録もほとんどが單なる通行記録に過ぎない³⁾。ところが、このなかには朝貢使節を遣わ

3) このなかには、宣帝期における烏孫との緊迫した外交關係についての部分もある。特に、『漢書』にはこれに關するおおよその記録が残っているため、懸泉置出土簡牘を参照しながら

した國家，時期，規模などの情報のみならず，僅かながら朝貢貿易の實狀を伝える記録もみえる。まずは，康居からきた朝貢使節が，入關以後，自分たちの経験した邊境地域での不當行爲を漢の中央官署である大鴻臚に訴えた事件を扱った文書をみてみよう。「永光五年康居王使者訴訟冊」と命名されたこの資料は，短い内容ではあるが，他の文獻ではみられなかった朝貢貿易の基本的な形式が載せられている。この資料は合わせて七本の簡からなる冊書で，その一部の簡は発見當時には紐で編連されていた。以下，便宜上いくつかの段落に分けて提示することにした⁴⁾。

- A. ① 康居王使者楊伯刀・副扁闐，蘇薤王使者姑墨・副沙困即・貴人爲匿等皆叩頭自言，② 前數爲王奉獻橐佗入敦煌（877簡）關縣次贖食至酒泉昆歸官，太守與楊伯刀等雜平直（值）肥瘦。③ 今楊伯刀等復爲王奉獻橐佗入關，行直以次（878簡）食至酒泉，酒泉太守獨與吏直（值）畜，楊伯刀等不得見所獻橐佗。姑墨爲王獻白牡橐佗一匹，牝二匹，以爲黃，及楊伯刀（879簡）等獻橐佗皆肥，以爲瘦，不如實，寃。（880簡）
- B. ① 永光五年六月癸酉朔癸酉，使主客部大夫謂侍郎，當移敦煌太守，書到驗問言狀。事當奏聞，毋留，如律令。（881簡）② 七月庚申，敦煌太守弘・長史章・守部候脩仁行丞事，謂縣，寫移書到，具移康居蘇薤王使者楊伯刀等獻橐佗食用穀數，會月廿五日，如律令。／掾登・屬建・書佐政光。（882簡）③ 七月壬戌，效穀守長合宗，守丞・敦煌左尉忠謂置，寫移書到，具寫傳馬止不食穀，詔書報會月廿三日，如律令。／掾宗・畜夫輔。（883簡）（II 0216②：877～883）

この資料は大きく二つ（A, B）に分けられ，それぞれはまた三つの内容に区分される。Aは使臣が不満を訴えたものであり，Bはその案件を処理する過程を示すものである。Aの内容は，① 苦情を訴えた者たちの身分，② 苦情提起の根據，③ 苦情の内容，に分かれる。Bは i 案件を受け付けた中央政府の使主客諫大夫漢侍郎が敦煌太守に關連狀況を報告させた内容，iiはこの文書を受けた敦煌太守が管下の縣に，康居王の使者や蘇薤王の使者らと彼らの奉獻した駱駝のために提供した「食用穀數」を報告するよう命じた内容，iii 效谷縣から管下の懸泉置に對して，傳馬がとどまる際に食穀したかを報告するように

ら讀めば，事件の詳細な展開がわかる。

- 4) 本稿の第一章と第二章は Kim Byung-Joon, "Trade and Tribute along the Silk Road before the Third Century A. D.", *Journal of Central Eurasian Studies* Vol. 2, 2011 のII章第2節の部分をもとに，關連史料と論旨を大幅に補ったものである。

命じた内容である。

「永光五年康居王使者訴訟冊」に登場する人々の公式な身分は使者であった。具體的には、康居王の使者と副使、蘇薤王の使者と副使、そして貴人たちの集團である。彼らは使者として、自分の王の代わりに漢の皇帝に奉獻しに来ていることをみずから語っている。そして、彼らが敦煌に入關した瞬間から、漢王朝がずっと護送や食事など一切の便宜を與え、彼らの安全に責任を負ったのも、基本的には彼らが使者であったからである。ところが、今回はそのような便宜を與えられなかったのが問題の發端であった。

簡文によれば、一つ目の不満の核心は、元來は「縣次續食」していたのに、今回は「行道不得食」であったということである。すなわち、前回までは縣から食糧を提供されて酒泉まで来たが、今回は移動中には食糧を提供されなかった。このため、康居王の使者たちは苦情を訴えたのであるが、中央政府ではその事實を確かめるべく、使臣の移動ルートに位置する敦煌郡所屬の縣と置に、食糧を提供したか否か、提供したのであればいくら提供したかを調べさせた。康居の使者たちの二つ目の不満は、以前とは異なって奉獻する品物の價值があまりにも低く評價された點である。この件もまた一つ目の苦情とともに提起されたが、これは酒泉太守と關わる事項であったため、敦煌郡を調査する必要はなかった。そのため敦煌郡所屬の懸泉置に命令が傳達される過程を記す B には、この内容が省かれている。

まず注意すべきは、西域諸國の使臣たちが酒泉に来て奉獻した駱駝の値段を決める場所である。原則的に奉獻の対象は皇帝である。そのため、奉獻の目的地は常に「詣行在所」または「詣闕」となっていた。ところが、彼らは前回のように今回にも「奉獻」すべき駱駝を酒泉郡で値をつけて處分した。康居の使者が苦情を申し立てた理由は、駱駝を引いて「行在所」へ行けなかったことではなく、酒泉郡において販賣した價格に關する内容にあった。「奉獻」した駱駝は邊境の中心地である酒泉郡で處分されるのが、既定の事實だったからである。

酒泉郡は、漢代の河西四郡のなかでも特別な地位にあった。敦煌郡が設置されるまで、西域諸國と接していた漢の西側の境界は酒泉郡であった。そのため、『史記』大宛列傳は西域との交通について、「北道は酒泉より大夏に抵（いた）り、使者既に多し」⁵⁾ といい、酒泉を西域行きの出發點に据えたのである。その後、敦煌郡が設置されても、ある程度の時期までは酒泉郡が西域を管理する中心地としての役割を果たしていたと推定される。『漢書』西域傳に載せられた武帝の輪臺の詔に、「朕、酒泉より發し、驢・橐駝に食を負

5) 『史記』卷 123 大宛列傳「北道酒泉抵大夏，使者既多。」

わせ、玉門を出でて軍を迎えしむ」というのや、宣帝の地節四年（前六六）西域都護の鄭吉が車師國に關わる事態を報告するために東に向かい、酒泉に着いて皇帝の詔敕を受けたのも、ここが西域に關する主要事務を司るところであったからであろう。したがって、酒泉郡の郡治には西域を管理する主要機關が設けられていたと考えられる。懸泉置漢簡のなかには、漢の使臣が于闐王らを連れて西域に戻ったという記録がみえるが、彼らが酒泉郡の郡治である祿福縣から出發したとあるのも酒泉郡が西域管理の中心であったことを裏付ける⁶⁾。

康居の使節が入關後に到着した場所は、酒泉郡の昆歸官であった。釋讀や標點については議論もあろうが、筆者は「昆歸官」を、歸化した西域出身の人々または西域から入境した者たちを管理する場所と解釋する。また、ここで駱駝の値段がつけられたのであれば、この場所を西域關連事務の中心地である酒泉郡に設けられた互市とみてもよからう。

使節はこの互市で交易を行った後、再び通行證を發給されて、漢の官吏の護送のもと、皇帝のところまで行って謁見した。皇帝への謁見の後、彼らは外國使節を擔當する官署の大鴻臚に苦情を申し出た。そして大鴻臚所屬の官職で異民族を司る使主客部大夫が⁷⁾、彼らの受けた不當な扱いについて事實關係を調べるように命じたのである。

彼らは「奉獻」した品物に對して正當な價格を保證すること、そして酒泉までの道中で宿泊と食事を提供してきた既存の方針を維持することを要求した。この要求は、使節に對する儀禮上の問題からなされたものではなからう。西域諸國の朝貢使節の關心が經濟的収益にあったことは明らかである。過去數回にわたって入關したのも、基本的な宿泊・食事が保障され、品物に正當な値段がつけられたからであった。その二つの要求が受け入れられたが故に、彼らは何度も奉獻に事寄せて入關し、酒泉の互市において「奉獻」の品物を取引する交易行爲を續けたのであろう。彼らの關心は、自分たちの持ってきた品物がいくらで賣れるか、そして途中で要する費用をどれくらい節約できるかにあった。

使者たちが商賣のためにやってきた商人に過ぎないという事實は、既存の文獻資料からも確認できる。前漢の成帝の時代、罽賓國からの使者が品物を獻じ、漢は罽賓國の使者を護送するために漢の使臣を一緒に派遣しようとした。だがその時、杜欽が大將軍の王鳳に次のように諫言した。杜欽は、まず「およそ使を遣わして客を送るは、寇害を防

6) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「各有數，今使者王君將于闐王以下千七十四人，五月丙戌發祿福，度用庚寅到淵泉（I 0309 ③：134）」

7) 『漢書』卷68 金日磾傳「上召岑，拜爲使主客。」注引服虔曰，「官名，屬鴻臚，主胡客也。」

護せんがため⁸⁾であるが、彼らは「蠻夷之賈」に過ぎないとする。彼らは使臣と稱し奉獻の品物を奉るが、これは名目に過ぎず、實は商品を交換し商いをする賤民であると指摘した。したがって、漢より使臣を遣わして蠻夷の商人を護送すれば、結局多くの吏士に手間をとらせるだけで、まったく不適切であると杜欽は主張している⁹⁾。懸泉置漢簡は、そのような指摘をより具体的に生々しく伝えてくれるのである。朝貢使節による交易の内實は、漢に入ってきた朝貢使節團の性格、すなわち朝貢使節を遣わした國家とその地理的位置、時期、規模などによってもっと明確になる。以下、それを一つ一つ検討しよう。

二、懸泉置漢簡にみる朝貢使節團の性格

《朝貢使節團の規模》

前述の通り「永光五年康居王使者訴訟冊」に登場する使節團は、康居王の使者と副使、蘇雍王の使者と副使、そして貴人たちからなる集團であった。「貴人」に「等」が添えられているからには、「爲匿」以外にも數人の「貴人」が含まれていたとみられ、この使者集團は少なくとも6人以上で構成されていたといえる。

懸泉置漢簡から確認できるその他の西域の朝貢使節團の規模は一定しない。使臣單獨で來る場合もある反面、一千人あまりの場合も少なくない。懸泉置漢簡には、懸泉置を通過する人々にどれくらいの宿泊と食事を提供したかが記録されているが、使者一人に提供した例のほか¹⁰⁾、二人¹¹⁾、三人¹²⁾の例、そして八人以上の例がある¹³⁾。一方、宿泊・食事は提供されなかったが、懸泉置を通過した使節團の規模が記録されたものもある。使臣を護送する者に對しては通行證が発給され、彼らが懸泉置を通過する際には通行證の内容が抄録されたからである。通行證の性格上、發給機關と日付、被護送者の人數、

8) 『漢書』卷96 西域傳「凡遣使送客者，欲爲防護寇害也。」

9) 『漢書』卷96 西域傳「今悔過來，而無親屬貴人，奉獻者皆行賈賤人，欲通貨市買，以獻爲名……今遣使者承至尊之命，送蠻夷之賈，勞吏士之衆，涉危難之路，罷弊所恃以事無用，非久長計也。」

10) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「以食守屬周生廣送自來大月氏使者，積六食，食三升。」(Ⅱ 0214 ①: 126); 「出粟六升，以食守屬高博送自來烏孫小昆彌使，再食，東。」(Ⅰ 0110 ②: 33); 「出米四升，肉二斤，酒半斗，以食烏孫貴姑代一食，西。」(Ⅱ 0314 ②: 355)

11) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「四月庚辰，以食伊循候傀君從者二人……」(Ⅱ 0215 ③: 267)

12) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「出粟二斗四升，以食烏孫大昆彌使者三人，人再食，食四升，西。」(Ⅴ 1611 ③: 118); 「□烏孫小昆彌使者知適等三人，人一食，食四升。」(Ⅴ 1509 ②: 4)

13) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「出粟四斗八升，以令守屬唐霸所送烏孫大昆彌大月氏所……」(Ⅴ 1712 ⑤: 1)。粟四斗八升は、一食三升を基準とすれば、一六人分の食事にあたる。ここで再食をしたとすれば八人になる。

そして馬や駱駝などの奉獻物の數量がそこに記されなければならなかった。この記録によれば、使節團のなかには一、二人¹⁴⁾の小規模のものもある一方、一二人¹⁵⁾、一七人¹⁶⁾、六四人¹⁷⁾の例も確認される。その一方で、于闐王以下一〇七四人の人員¹⁸⁾、および精絕王以下四七〇人など、大規模の集團を護送した記録もある。

ところで、このように使節團の規模が數百人を越えるのは、特別なケースを除いて、一國の外交使節とは考えがたい。もちろん、王や王子¹⁹⁾が多くの隨行人員を伴った可能性もある。しかし于闐國の人口は一九三〇〇人、精絕國の人口は三三六〇人に過ぎず²⁰⁾、于闐王以下一〇七四人と精絕王以下四七〇人はそれぞれ全體人口の五%、一四%にあたるので、彼らを當該國家の公式外交使節團とするのは釋然としない。この點をより詳細に解明するため、使節團の構成をみてみよう。

《朝貢使節團の構成》

「永光五年康居王使者訴訟冊」に登場する使節團は、單に一國の外交使節からなるものではなかった。康居國の使臣と副使、そして蘇薹國の使臣と副使および貴人が一緒に入關したという點は注目される。當時、康居國は大宛國の西北に位置し、その南部はシルダリヤ川とアムダリヤ川の中のソグディアナ地方にあたるが、蘇薹・附墨・窳匿・罽王・奧韃の五つの都市の小王が康居國に屬していたという²¹⁾。蘇薹國は康居國に屬していたが、別に王を稱していた小國で、康居國とは別途に外交活動をすることもあった²²⁾。この簡牘で

-
- 14) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「遣守屬田忠送自來鄯善王副使姑臧・山王副使烏不賒、奉獻詣行在所、爲駕一乘傳。」(II 0214 ②: 78)
- 15) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「甘露二年正月庚戌、敦煌大守千秋庫令賀兼行丞事、敢告酒泉大守……罷軍候丞趙千秋上書、送康居王使者二人・貴人十人・從者……九匹・驢卅一匹・橐他廿五匹・牛一。戊申、入玉門關已。閣下」(II 90DXT0213 ③: 6A)
- 16) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「烏孫・莎車王使者四人、貴人十七、獻橐佗六匹。」(I 0309 ③: 20)
- 17) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「安遠侯遣比胥健……者六十四人、獻馬二匹、橐他十匹、私馬。□名籍畜財物。」(II 0124 ③: 83)
- 18) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「今使者王君將于闐王以下千七十四人、五月丙戌發祿福、度用庚寅到淵泉。」(I 0309 ③: 134)
- 19) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』「使者段君所將疏勒王子橐佗三匹、其一匹黃、牝、二匹黃、乘、皆不能行、罷亟死。」(II 0216 ③: 137)
- 20) 『漢書』卷96 西域傳「于闐國、王治西城、去長安九千六百七十里。戶三千三百、口萬九千三百、勝兵二千四百人。」「精絕國、王治精絕城、去長安八千八百二十里。戶四百八十、口三千三百六十、勝兵五百人。」
- 21) 『漢書』卷96 西域傳「康居有小王五、一曰蘇王、治蘇城……二曰附墨王、治附墨城……三曰窳匿王、治窳匿城……四曰罽王、治罽城……五曰奧韃王、治奧韃城。」
- 22) 『史記』卷123 大宛列傳「及宛西小國驩潛・大益、宛東姑師・扞罕・蘇薹之屬、皆隨漢使獻見天子。天子大悅。」

も、康居國と蘇薹國は服屬關係にありながら、正使と副使をそれぞれ派遣していた。

このように使節團が數ヶ國の使節によって構成される事例は、懸泉置漢簡にもよくみられる。その事例の一部を列挙すれば、次のようである。

- ㉑ 將大月氏雙靡翁候使者萬若・山副使蘇贛皆奉獻言事（V 92DXT1210 ㉑: 132）
- ㉒ 歸義大月氏貴人一人貴人美一人男一人自來龜茲王使者二人□□三人凡八人（I 91DXT0309 ㉒: 98）
- ㉓ 送烏孫大昆彌，大月氏所（V 1712 ㉓: 1）
- ㉔ 右大將副使屈候子，左都尉副使胡奴殊子，貴人病籍子，□□□□□子，姑墨副使少卿子，貴人子王子，危須副使頃□出子，左大將使者妻跗力子，烏壘使者駒多子……子，侍子貴人屋貝卿子（V 1410 ㉔: 57）
- ㉕ 遣守屬田忠送自來鄯善王副使姑屍，山王副使烏不賒，奉獻詣行在所（II 0214 ㉕: 78）
- ㉖ 使送車師王，烏孫諸國客（II 0113 ㉖: 122）
- ㉗ 客大月氏，大宛，疏勒，于闐，莎車，渠勒，精絕，扞彌王使者十八人，貴人□人（I 0309 ㉗: 97）

㉑では大月氏の使者と山國の副使，㉒では大月氏國の貴人と龜茲國の使者，㉓では大月氏國と烏孫國が一緒に記録されている。㉔では烏孫²³⁾・姑墨・危須・烏壘の四ヶ國の使者と副使，貴人らがともに登場し，㉕には鄯善國の使者と山國の副使が奉獻に來たとある。㉖には車師國と烏孫國が一緒に書かれている一方，㉗には大月氏・大宛・疏勒・于闐・莎車・渠勒・精絕・扞彌など八ヶ國の使者が一緒に記されている。使節團の規模が數百人以上の場合については先述したが，そのような集團は様々な國からの使者たちによって構成されていたとみてもよからう。

《朝貢使節團の交通路》

ところで，一つの使節團の構成していた諸國は，必ずしも康居と蘇薹のような支配－服屬關係にある國々ではない。たとえば，大月氏國と山國，龜茲國，大宛・疏勒・于闐・莎車・渠勒・精絕・扞彌などの諸國は互いに數千里も²⁴⁾離れており，いかなる從屬的な上下關係も存在しなかった。

23) 『敦煌懸泉漢簡釋粹』はこの「右大將」を烏孫の右大將とみた。

24) たとえば，大月氏と烏孫をみても四，五千里も離れている。『漢書』卷96 西域傳「大月氏在大宛西可二千里……烏孫在大宛東北可二千里。」

但し、これら諸國の地理的な位置關係に注目すると、それらが東西を結ぶ交通路線上に位置していることに気づく。㉔の四ヶ國と㉕の八ヶ國をみると、㉔は烏孫より東へ姑墨・危須・烏壘が續いて位置しており、㉕もまた大宛から東に向かって西域南路に沿って七ヶ國が連なっている。この路線は、烏孫と大宛からそれぞれ出發し、漢の敦煌郡に至る旅程にあたる。したがって「永光五年康居王使者訴訟冊」で、康居國に屬する小國のうち蘇薤國以外の諸國が現れないのは、使節團の構成に際して、政治的關係以外に交通路線という要素も作用したからであろう。

同じ交通路線上に位置する諸國の外交使節が一緒に朝貢するのは、基本的には西域のタクラマカン砂漠を單獨で通過するのが困難であるからだろうが、それだけで移動の問題がすべて解決するわけではない。また隣接地域の間には常に敵對關係が潜在する點を考慮すれば、自發的にこのような使節團が成り立つ可能性はないといってもよい。

この問題について、『史記』大宛列傳の記事は良い手がかりになる。張騫が烏孫から歸還した時、烏孫の使臣數十人とともに歸っており、彼が遣わした副使たちが歸國する際にも、當該國家の使臣たちとともに天子に謁見し、これによって西域は頻繁に交流を行うようになった²⁵⁾。つまり漢の使臣たちが歸還するのと同時に、西域諸國の使臣たちも一緒に移動しているわけである。また、先に觸れた杜欽の事例では、逆に西域の使臣が歸る時、漢の使臣も一緒に派遣されて彼らを護送している。結局、西域の使臣が漢と自國の間を往來する時には、常に漢の使者たちを帶同していたのである。漢は大宛遠征以後、敦煌から鹽澤まで亭を設け、輪臺・渠犂に屯卒數百人を置いて、使臣たちに便宜を圖ってきた²⁶⁾。漢の使臣はこうして作られた亭と屯田を利用し、西域諸國の使臣たちを護送し、彼らの安全と命を保障した。懸泉置漢簡からもその點が明らかになっている。

㉔ 使者段君所將疏勒王子橐佗三匹（II 0216 ③: 137）

㉕ 各有數，今使者王君將于闐王以下千七十四人，五月丙戌發祿福，度用庚寅到湫泉（I 0309 ③: 134）

㉔は使者の段君が疏勒王子と三匹の駱駝をつれて（「將」）きたことを、㉕は使者の王君

25) 『史記』卷123 大宛列傳「烏孫發導譯送騫還，騫與烏孫遣使數十人，馬數十匹報謝……騫所遣使通大夏之屬者皆頗與其人俱來。」

26) 『漢書』卷96 西域傳「自貳師將軍伐大宛之後，西域震懼，多遣使來貢獻，漢使西域者益得職。於是自敦煌西至鹽澤，往往起亭，而輪臺・渠犂皆有田卒數百人，置使者校尉領護，以給使外國者。」

が于闐王以下一〇七四人をつれて（「將」）いった事實を伝える。㉑は漢の使臣が使者として赴いた先の使臣をつれてきた場合に当たる。使節團の規模が一千人以上である㉑の場合は、于闐などの地へ向かう漢の使臣が道中に位置する諸國の使臣たちを連れて移動しているものと判断される。諸國の使臣がともに移動した㉒～㉓の例も、このように漢の使臣が引率していたとみてよからう。

もちろん、すべての西域諸國の使臣たちが必ずしも漢の使臣とともに来るわけではなかった。懸泉置漢簡には「自來使者」という用例が確認されるからである。單獨で使臣を派遣する諸國はさまざまであった。自來鄯善王副使者（I 0116 ②: 15）、自來山王副使（II 0214 ②: 78）、自來大月氏使者（II 0214 ①: 126）、自來大宛使者（II 0114 ④: 57）、烏孫大昆彌副使者（II 0214 ②: 385）、大月氏休密翁侯（II 90DXT0216 ②: 702）などの用例からわかるように、大月氏・大宛・烏孫・鄯善・山國などが確認され、ある特定の地域に限らず、広い範圍の諸國が單獨で使者を遣わしていた。但し「自來」と特に注記されている國々は、通常は漢の使臣とともに到着する場合が多かったのではないかと推測される。

《朝貢使節團の頻度》

「永光五年康居王使者訴訟冊」の簡文からまず注目すべき点は、苦情を訴えた康居の使者と蘇薤の使者が、以前にも同じ形式で來朝していたことである（「前にしばしば王の爲に奉獻す」）。正確な回数は記録されていないが、文脈からみて使節團は奉獻の品物を賣買する手続きにかなり慣れているらしく、一、二回には止まらなかったと考えられる。實のところ懸泉置漢簡では、數多くの西域使節團が奉獻のために朝貢した事實を詳しく傳えている。もちろん、史書には西域からの使節がかなり多かったという記録しかなく²⁷⁾、懸泉置漢簡にみえるような朝貢の詳細は記されていない。

西域から來た使者を漢の使者が護送するということは先述したが、次の記録からわかるように、漢の使者がかなり頻繁に、大小の規模で西域に赴いたことから、逆に西域使臣の來訪もかなり頻繁であったことがうかがわれる。

「使者、道に於いて相望む。諸そ外國に使わずに、一輩の大なるものは數百、少なるものは百餘人。……漢率ね一歲中に使わずこと、多きは十餘、少なきは五・六輩、遠きものは八・九歲、近きものは數歲にして反る。」²⁸⁾

27) 『漢書』卷96 西域傳「西北外國使，更來更去。」

28) 『漢書』卷96 西域傳「使者相望於道，諸使外國一輩大者數百，少者百餘人……漢率一歲中使多者十餘，少者五六輩，遠者八九歲，近者數歲而反。」

以上にみたように、複数の國々の使節が入り交じって使節團を構成するのは、古今を問わず決して正常な外交関係とはいえない。しかも、様々な構成員が數百人もの大規模で頻繁に往來するというのは、彼らの主な目的が漢と自國との間に特有の、外交問題の處理ではなかったからこそ可能であったと考えられる。

《長期滞在と私的交易の可能性》

西域使節の商行爲は、邊境の互市で行われた交易に限られたのであろうか。倉慈の例のように、交易の品物も邊郡の物資に限られていたであろうか。數千キロメートル以上離れている國から険しい旅程を冒して漢に來たなら、ある程度の交易とそれによる經濟的利益が見込めるといふ確信があったはずである。「永光五年康居王使者訴訟册」にみえるように、駱駝數匹を賣るためだけに來たわけではなからう。もちろん、彼らは漢の皇帝に朝貢するために献上品を差し出しており、それに對する皇帝からの賜與もかなり多かったと豫想される。このような皇帝からの賜與が多すぎるといふ指摘は史書にもよくみられる。しかし「永光五年康居王使者訴訟册」の事例をみると、すべての朝貢使節團に莫大な賜與品が與えられたわけではなさそうである。

この問題に關して、懸泉置漢簡に登場する使節たちの滞在期間に注目したい。彼らは入關後すぐ敦煌郡に送られ、そこで敦煌太守が発給する通行證を受け、東の酒泉郡へ向かうが、この時に懸泉置を通過し、その人數や日付などが記録として残ったのである。この日付を参照すれば、彼らの滞在期間が計算できる。

- ㊦ 鴻嘉三年正月壬辰、遣守屬田忠送自來鄯善王副使姑臧・山王副使烏不賒、奉獻詣行在所、爲駕一乘傳。敦煌長史充國行太守事・丞晏謂敦煌、爲駕、當舍傳舍・郡邸、如律令。六月辛酉。 (Ⅱ 0214 ④: 78)
- ㊧ 黃龍元年六月壬申、使臣宏・給事中侍謁者臣榮……詔傳□吏甘使送康居諸國客、斥候蓋典副、羌……爲駕一封輶傳、三月辛□…… (Ⅱ 0114 ④: 277)
- ㊨ 神爵二年四月戊戌、大司馬車騎將軍臣□承制詔請□: 大月氏、烏孫長□凡□□□富候臣或與斥候利邦國、侯君、侯國、假長□□□中樂安世歸義□□□□□□□。爲駕二封輶傳、十人共□、二人共載。御史大夫□下扶風廩、承書以次爲駕、當舍傳舍如律令。十月□。 (Ⅰ 0309 ③: 59)
- ㊩ 初元二年七月戊辰、使□□□□者□□□中郎丞謹承制詔侍御史□□□大月氏□□□臣副意與斥候□斂趙□□爲駕二封輶傳、二人共載。御史□□□□下扶風廩、以次爲駕、當舍傳舍如律令。四月丙寅過東。 (Ⅴ 92DXT1210 ③: 132)

⑦で敦煌太守が、使節たちが「詣行在所」できるように護送擔當者に通行證を發給した日付は成帝の鴻嘉三年正月壬辰、すなわち紀元前一八年一月一九日であり、懸泉置においてそれを記録した日は、鴻嘉三年六月辛酉、すなわち紀元前一八年六月二〇日である。發給されてから五ヵ月と一二日が経った後で懸泉置を通過したのである。ところで、懸泉置を通る方向が「西」になっている點は注目に値する。敦煌から出發して行在所に向かう折りに懸泉置を通過したのなら「東」でなければならず、「西」とあるからには歸路の通過であったと考えられる。したがって、この記録は一月一九日に敦煌を出發した後、行在所で奉獻を行ってからの歸りに、六月二〇日に懸泉置を通ったとみるべきであろう。通行證發給から五ヵ月一二日以上滞在したのである。

④は、斷簡のため正確な内容は不明であるが、給事中侍謁者の官名と詔により使節を護送する通行證が發給されており、黃龍元年六月壬申、すなわち紀元前四九年六月二日とは中央で通行證が發給された日付であろう。そして、その後の三月辛□に懸泉置を通った。文字ははっきりしないが、三月を翌年の紀元前四八年のそれとみてよければ、三月辛□は五、一五、二五日のいずれかにあたる。どちらにしても約一〇ヵ月が経過している。方向が書かれていないため詳しくはわからないが、中央から出發して懸泉置を通過した時点までに七ヵ月が経ったと理解してよいと思われる。

⑤も、大司馬車騎將軍が詔によって護送のための通行證を發給したことを示しており、神爵二年四月戊戌、すなわち紀元前六〇年四月二三日は中央からの發給日である。ところが懸泉置を通過したのは一〇月である。これもまた方向は書かれていないが、中央から懸泉置まで約六ヵ月かかったのだろう。

⑥の場合はかなり特殊である。初元二年七月戊辰、すなわち紀元前四七年七月一〇日は中央での發給日である。懸泉置を通過したのは四月丙寅である。しかし、翌年の紀元前四六年四月には丙寅の日はなく、紀元前四五年四月にもない。紀元前四四年四月と紀元前四三年四月には丙寅の日がある。ところが、この簡文は背面に書かれた内容で、正面には別個の通行記録が残っている。その内容は、永光元年四月壬寅（紀元前四三年四月六日）敦煌太守が發給した通行證をもらい、四日後の同月丙午（四月一〇日）に懸泉置を経て東へ向かったというのである。したがって簡牘の正面と背面の相關關係を考慮すれば、背面の四月丙寅は永光元年四月（紀元前四三年四月）とみるべきである。つまり、三年一〇ヵ月もの時間が費やされたのである。さらに、懸泉置を東に通過したため、最終的な滞在期間はそれよりもっと長かったであろう。

もちろん、すべての西域の使臣たちがこのように長い間滞在したとは断定できない。しかし、⑦五ヵ月、④一〇ヵ月、⑤六ヵ月、そして⑥三年一〇ヵ月以上滞在したのであれば、この期間中、皇帝に奉獻してから彼らが何もせず暮していたとは考えられない。

西域都護の鄭吉が車師王の妻子を護送して長安に到着した後、天子が彼らにたくさんの賞賜を與え、朝會のたびに尊顯を示したという記事²⁹⁾や、天子が巡行する際陪同したという記事、そして宣帝期の元康元年、龜茲王が來朝した時、たくさんの賜與品とともに一年間留まるようにしたという記事がみられる³⁰⁾。もっとも、これらの事例は西域の王一行に對する特別な優遇と考えられる。使者たちがもともと商人であったことを考えれば、漢で數ヵ月または數年間滞在したのは、彼らが歸國後に必要なものを購入するなど、商行爲を行うためであった可能性が高い。

四世紀以後、多くのソグド商人が使者として中國に入り、長期間滞在しながら交易を行ったことは周知の通りである。彼らは自分たちの集落を中國内部の各地に形成し、そこを中心にソグド人の商業ネットワークを構築した。特に、四世紀以後と推定されるソグド語の手紙によれば、中國に入ってきたソグド人は自分たちの集落を本據とし、そこを管轄する「商主（薩寶）」と協力して交易活動を行っていたことがわかる。但し、今までの資料には限界があったため、三世紀以前には西域の商人たちの役割があまり注目されず、ただ西域朝貢貿易の可能性だけが漠然と言及されるに止まった。ところが懸泉置漢簡の内容を検討すると、三世紀以前における西域の商人たちも、四世紀以後におけるソグド商人とさほど変わらないことがわかる。西域の商人たちが使節を名乗って入關したのはもちろん、入關後も相當な期間滞在していたのは、内地における商業活動の形跡をうかがわせる。未だに集落の存在や薩寶の活動などは確認されないが、四世紀以後にソグド商人の活動が急に盛んになった原因として、中國内部での變化が特に認められないならば、西域との公的な朝貢貿易が始まった三世紀以前まで西域商人の内地における商業活動は遡る可能性が高い。

《不公正交易》

以上のように、西域の商人は使臣として漢に入り、長期間滞在しながら邊郡を中心に商業活動を行った可能性が高い。しかし、このような活動が自由に行われたとみるのは難しい。なぜなら、漢代は商業全般について國家の統制が甚だ厳しかったからである。商人たちの交易は閉鎖的な市場のなかで行われ、物價や度量衡の基準、さらに販賣する品物も規制され、市籍者は蔑視されて重税政策の対象となっていた。西域から來た外國

29) 『漢書』卷96 西域傳「吉還，傳送車師王妻子詣長安，賞賜甚厚，每朝會四夷，常尊顯以示之。」

30) 『漢書』卷96 西域傳「元康元年，逐來朝賀。王及夫人皆賜印綬。夫人號稱公主，賜以車騎旗鼓，歌吹數十人，綺繡雜繪琦珍凡數千萬。留且一年，厚贈送之。」

の商人として、決して例外ではなかったであろう。

「永光五年康居王使者訴訟冊」で訴訟が起こされた背景には、原則的には西域の商人が不公正な扱いを受けないよう漢の側が配慮していたという事情もあるのだろうが、やはりそうした不公正な取引が避けられなかったことを同時に物語っている。官によって保証されるべき特権のあることが、逆に官による侵奪につながったのだろう。邊郡としては経費支出を節約するための方策であったろうが、こうした西域商人に対する官府の不公正な處遇が一時的なものではなく、常習的に起きていたであろうことが問題なのである。次の懸泉置漢簡も西域商人に対する官吏の抑壓を伝えている。

- ④ 尉梨貴人烏丹 丹三果衣過毋致沒入（Ⅱ T0215 ③: 133）
⑤ 莎車貴人失淺匿自言去年十一月中奉獻到廣至廐驢一匹奉不可得（Ⅱ T0111 ②: 59 +74）

④は尉梨から来た貴人の烏丹が懸泉置を通る際、彼が持っていた三果衣³¹⁾に対する致（所持する品物の証明書）を持っていなかったため、その品物が沒收されたとの記録である。実際どのような状況であったか、これ以上推定することはできないが、官の一方的な強制が介在した可能性は濃厚である。⑤は莎車から来た貴人の失淺匿が驢一匹を奉獻したが、その報償が得られなかったという内容らしい。理由はわからないが、「自言」という法律用語が出現しており、「永光五年康居王使者訴訟冊」のような訴訟があったとみられる。乏しい資料であるが、官による不公正行為があったことは想像に難くない。

西域商人の交易活動の難しさは官との関係においてのみ発生したわけではない。『三國志』倉慈傳の記事によれば、邊郡の諸豪族によって西域人の奉獻が途絶えたという。これはつまり西域人が持ってきた奉獻用の品物を、官府に奉獻する前に豪族たちが購入してしまった状況を指す。その取引の際「既に與に質遷するに、欺詐侮易し、多く分明するを得ず。胡、常に怨望」していたので、倉慈がこれを慰めて官との取引を保障したという。これは、官府との取引でも不公正があるものの、豪族との私的な取引での不公正から生じる損害に比べれば、まだ良い方だという意味である。すなわち、西域商人は官府との取引のほかに地方豪族とも私的な取引を行ったが、それは不公正な場合が多かったため、西域商人の不満をもたらしたのである。このような不満は経済的な損害につながり、結果として私的な取引の拡大を妨げたであろう。

31) 「果衣」は「裘」の可能性が高い。『懸泉置漢簡釋粹』「尉梨貴人烏丹 丹三裘過致沒入」(Ⅱ T0315 ②: 17) は同じ事件を表したものと考えられるが、ここでは「裘」と釋讀されている。

三、樂浪郡と三韓地域の交易

序論で述べたように、漢と西域諸國との間の交易形態を無批判に他の邊境地域にあてはめるのは難しいが、諸國の間に適度な距離があり、かつ直接的な敵對關係が存在しない地域においては、一定の共通性が現れる可能性も少なくない。漢の東方邊境地帯については、手がかりとなるような出土資料がまだ發見されていないが、先述した西域諸國の交易形態を念頭において數少ない文獻資料を読み直すと、類似する事例も見いだせる。

《朝貢使節團の邊郡入關》

外國の使節が邊郡を通過して入國するのは自明のことである。懸泉置漢簡では西域諸國が敦煌郡から入り、そこで通行證を受け、一定のルートに沿って都に向かい皇帝に拜謁したように、他地域の朝貢使節も同じく最も近い邊郡から入ってきた。こうして入關した朝貢使節は、懸泉置漢簡と同じようにその身分を確認され、通行證を發給され、決まった経路に沿って移動することになり、その時、郡縣からは護衛の侍從や車馬が提供されることもあった。

東部地域の使者も邊郡から入關した。高句麗は玄菟郡から、韓半島（朝鮮半島）南部の三韓と倭は樂浪郡、あるいは帶方郡から入關した（『三國志』東夷傳・倭人條）。彼らは、身元確認の後、通行證を交付されてから、ただちに皇帝のいる首都または行在所に行くことになる。

ただしその途上で、邊境の外交事務を擔當する所に立ち寄ることになる。敦煌郡で通行證を受け取った康居の使節團は、一度酒泉郡の祿福縣へ行くが、前述したようにここには西域諸國の諸般事項を擔當していた「昆歸官」が位置していたと考えられる。ここで西域の使節團は自身が持って來た貢物を献上し、その價格が審査される。こうした實質的な交易行為に加えて、首都あるいは行在所への朝獻可否が決定されることもあった（『三國志』倉慈傳）。使臣を偽裝した一部の商人は、ここで交易を終えたのち、すぐさま本國へ返された。

東側の邊郡に入ってきた場合にも同じ過程を経ることになる。つまり、三韓や倭が樂浪郡や帶方郡から入ってくると³²⁾、ここで身元を確かめてから、東夷と關連した各種の

32) 『三國志』卷30 烏丸鮮卑東夷傳 濊條「居處雜在民間，四時詣郡朝謁。」，韓條「景初中，明帝密遣帶方太守劉昕，樂浪太守鮮于嗣越海定二郡，諸韓國臣智加賜邑君印綬，其次與邑長。其俗好衣幘，下戶詣郡朝謁，皆假衣幘，自服印綬衣幘千有餘人。」，倭人條「（宣帝嘉平」

事務を管掌している場所へ移動させられたと推定される。漢代の場合、酒泉郡に「昆歸官」が設置されていたように、樂浪郡や玄菟郡にこうした機關が設置されていたと思われる。『後漢書』注に引用された『晉書』によれば、漢代には東夷校尉が設置された（『後漢書』百官志五・護烏丸校尉條注）。樂浪郡と玄菟郡からの交通路が出會う地域（たとえば襄平）に東夷校尉府が設置されたのかもしれないが、現在のところ明らかではない。『晉書』地理志によれば、曹魏時代に襄平に東夷校尉府が置かれ、西晉時代も同様であった（『晉書』地理志・平州條）。曹魏以降にはこうした事務は明らかに東夷校尉府が擔當していた³³⁾。晉武帝の太熙年間以前には最初に入關する郡縣のみに言及する場合が多いが（詣郡）、それ以後には東夷校尉府に行ったという記録が多い（「詣東夷校尉」『晉書』四夷傳・馬韓條、東夷傳）。

《朝貢使節團の構成と同時入國》

朝貢とは、基本的には兩國間の外交關係で、國ごとに入國し、朝貢した後は歸國したものと連想される。したがって外交政策の異なる諸國の使節たちが一舉に入國するのは、特別なケースを除いては想像しがたい。ところが、懸泉置漢簡によれば、一國の使節團のなかに數ヶ國の使節が含まれていた。つまり、朝貢使節團は一國一使とは限らなかった。

『晉書』四夷傳には、馬韓が使臣を使わして個別に朝貢したようにみえる記事がある。（「武帝太康元年二年，其主頻遣使入貢方物。七年・八年・十年，又頻至。」）しかし、同じ内容を記した『晉書』武帝紀の記事が注目される。武帝紀の太康七年八月條には、「東夷十一國内附」とあり、續いて太康七年條には、その年の朝貢をまとめて「是歲，扶南等二十一國，馬韓等十一國遣使來獻」となっている。ここにいう「東夷十一國」と「馬韓等十一國」は同じ國々を指す。よって、太康七年に朝貢した馬韓は、少なくとも他の一〇ヶ國とともに、太康七年八月に朝貢したことになる。同元年七月には「東夷二十國」がともに朝獻し、同二年六月には「東夷五國」が内附し、三年九月には「東夷二十九國」がともに歸化・奉獻し、六年四月には「扶南等十國」がともに來獻した。このように、五ヶ國から二九ヶ國に達する國々が四、六、七、九月という特定の月において一緒に朝貢した。

それでは、彼らはこの一ヶ月間それぞれ別に入關して朝貢したのであろうか。答えは、

三年九月）宣帝之平公孫氏也，（倭人）其女王遣使至帶方朝見，其後貢聘不絕。」

33) 『華陽國志』卷8 大同志によると、太康3年に西夷校尉府が設置され、羌夷等の西夷との交渉を、そして南夷校尉府を設置して南夷との交渉を管掌した。

太康元年六月甲申條の「東夷十國歸化」という記事にある。東夷の一〇カ國の使節たちはみな同じ日に到着していた。よって、太康元年七月に到着した東夷の二〇カ國は、六月における東夷の一〇カ國の朝貢とは別に入國したものであるが、一ヵ月の間に別々に入ってきたのではなく、六月の場合と同じく、七月のある日、一緒に到着したと考えられる。月数を記した他の記事の場合にも、すべて特定の日に到着した可能性が高い。先述した武帝紀の太康七年八月條にみえる東夷の一〇カ國の内附と七年條の「是歲，馬韓等十一國遣使來獻」が同じ記録である以上、彼らも八月の同じ日に到着したと判断される。

頻度もまた西域の場合と同様に非常に頻繁であった。『晉書』に見える武帝期のものだけでも、武帝咸寧2年には2月に東夷8國が歸化し、7月にも東夷17國が内附し、咸寧3年に3國が、咸寧4年に9國が2度以上、太康元年に10國が1回、20國が2回、太康2年に5國が2回、太康3年に29國、太康7年に11國が、太康8年に2國が複数回、太康9年に7國が、太康10年に30餘國が複数回、太熙元年に7國が入國している。これだけでも東夷との交渉が十分頻繁であったといえるが、一年に「頻遣」（『晉書』四夷傳・馬韓條）、「數至」（『晉書』四夷傳・倭人條）だったという表現を考慮すると、いちいち記載されていない朝貢も少なくなかったのだろう。

一方、朝貢使節團の規模をみると、少ないものは五カ國、多いのは二九カ國である。『三國志』東夷傳・韓條によれば、當時、東夷に属していた夫餘・高句麗などはそれぞれ一つの國として表現されたが、韓半島南部に位置した韓の場合は、五〇個もの國が存在すると記されている。倭の場合、もともと一〇〇餘りの國々があったが、現在朝貢する國は三〇カ國となったという。すなわち、當時は東夷に属する八〇餘りの國が朝貢していたのである。『晉書』に記された東夷の使節團は一國のものではなく、多ければ數十カ國から成る集團であった。

ところで『晉書』四夷傳によれば、辰韓は太康七年に朝貢したとされる一方³⁴⁾、同書の武帝紀には、同年七月に「東夷十一國內附」と「是歲，扶南等二十一國，馬韓等十一國遣使來獻」という記録しか残っておらず、辰韓の名は見当たらない。したがって、辰韓は武帝紀に記された七月條における東夷の一〇カ國もしくは是歲條における馬韓等の一〇カ國に含まれるはずである。つまり辰韓は「馬韓等十一國」に属しながら、同時に「東夷十一國」にも含まれるのである。周知のように、馬韓と辰韓は同一の政治的共同体ではなく、その間には葛藤と軋轢が存在した。住民の習俗や政治的な發展段階もまた異

34) 『晉書』卷97 四夷傳「武帝太康……七年又來。」

なる。西域諸國の使節團が様々な國の人間から構成され、そのなかには敵對關係にある國々も含まれていたのと同じ現象がみられるのである。にもかかわらず、それらが同じ朝貢使節團に所屬した理由は何であろうか。

《漢の朝貢使節護送と交通路》

この問題はやはり對外交易の困難さからその答えを引き出すべきであろう。敦煌郡と西域をつなぐ交通路は砂漠を横斷しなければならなかったのに對し、樂浪郡と三韓・倭をつなぐ交通路は海を利用しなければならなかった。もちろん、陸路での交通が不可能なわけではない。しかし、まず倭との交易は海路が必須である。韓半島の場合にも、東南地域の辰韓と弁韓までは山地に遮られて交通が不便である。漢の郡縣との交流を示す遺跡はほとんどが海岸沿いに位置している。五銖錢や貨泉など漢と新の貨幣が全羅南道海南と巨文島、慶尙南道金海と馬山、そして濟州道など韓半島の南部地域において海路に沿って確認され、日本列島で製作されたものとみられる器物が金海・固城・馬山・昌原・泗川などに分布していることからみても、これらの海岸地域が漢との交易活動に参加していた、いわゆる『三國志』東夷傳に記された「韓」の實體であったと考えられる³⁵⁾。

當時の海洋交易は遠距離航海ではなく、沿岸に沿って移動する形の航海に依存していたであろうから、あたかも商人たちが砂漠を渡る際、オアシスの小國から水や食糧などの物資を與えられつつ進んだ西域のように、海路交通も航海に必要な様々な物資を適宜陸地から提供されなければならない。樂浪郡より出發した韓の商人たちは、こうした方式によって途中でいくつかの寄港地を経由した可能性が高く、様々な地域の使節たちが漢によって管理される交通路を利用して一緒に移動したのでであろう。『晉書』東夷傳のうち、裨離國等十國の部分は、裨離國を含めた4國が泰始3年に方物を獻じたという事實と、太熙初に牟奴國を含めた6國が使臣を送ったという事實を區分して記録している。その理由は、前者のグループが肅愼の西北にある一方で、後者は韓半島の南部に位置しているからであり、それぞれ異なる時期に、西晉から提供された交通手段を利用して隣接した小國が一緒に入國した事實を意味すると考えられる³⁶⁾。

現在、海岸地域で確認される三韓および倭の遺跡數カ所は、海上交易に必要な船を提

35) 李賢恵「4世紀伽倻社會の交易體系の變遷」『韓國古代史研究』1, 1988年。

36) 『晉書』卷97 四夷傳・裨離等十國條「(裨離國, 養雲國, 寇莫汗國, 一群國) 泰始三年, 各遣小部獻其方物。至太熙初, 復有牟奴國帥逸芝惟離, 模盧國帥沙支臣芝, 于離末利國帥加牟臣芝, 蒲都國帥因末, 繩餘國帥馬路, 沙樓國帥鈇加, 各遣正副使詣東夷校尉何龕歸化。」

供して航海の安全を保障し、そのための費用を捻出できるような段階のものではなく、ここで見つかった貨幣なども主として漢の郡縣のものである。したがって、使節團の海上交通を支えたのが漢の郡縣であったことは推測に難くない。

ここから、三韓と倭の諸小國が漢へ朝貢する際、自らの経済的費用を最小限に止めるためには、漢の援助が必須であったという結論にたどり着く。つまり、西域と同じく、漢の使者が訪ねてきて諸國の朝貢の來否を確かめ、使者を全員船に乗せて入關する形式が豫想される。西暦一世紀における廉斯鏑の歸附についての記録によれば³⁷⁾、樂浪郡は廉斯鏑を通譯とし、岑中から大船に乗って辰韓に入り、戸來らを迎えて連れてきたという。戸來の一行一千人と辰韓人一萬五千人、そして一萬五千疋の弁韓布を運送するには、護送のための大船や人員が必要であろう。三韓と倭がこのような交通手段を全く備えていなかったのではなく、樂浪郡との貿易から豫想される経済的収益が輸送の費用を遙かに上回ることはなかったので、朝貢秩序を周邊の國々に要求していた側である漢が、交通手段や人員を提供したのだと考えるのが自然である。

《邊郡での交易》

交通の便宜と道中の安全、そして様々な必要経費とが基本的に保障されたなら、三韓と倭にとっては、漢から先進文物を取り入れる絶好の機会が到來したということになる。もちろん、貿易は朝貢に限られるのが条件であって、その他の交易は厳しく制限されていた。残るのは、朝貢を活用した交易のみである。

これまで朝貢貿易といえば、朝貢品に対する下賜であると単純に理解されてきたため、その交易としての重要性はあまり強調されなかった。しかし、懸泉置漢簡にみえるように邊郡に入關した後、そこでまず朝貢品が値踏みされ、それをういた交易も認められていた。さらに朝廷でも追加の交易があり得た。これらの交易において、朝貢品への賜與という名目である程度の利潤が保證されたのであれば、多くの商人たちがそれに参加した可能性が高い。

懸泉置漢簡によると、敦煌郡から入ってくる朝貢使節團の規模は、少ない場合は一、二人であるが、多ければ一千人餘りに達した。ところで、帝國の東側にあたる樂浪郡に

37) 『三國志』卷30 東夷傳 韓條「鏑因將戸來，出詣含資縣，縣言郡，郡即以鏑爲譯，從岑中大船入辰韓，逆取戸來。降伴輩尙得千人，其五百人已死，鏑時曉謂辰韓，汝還五百人，若不者，樂浪當遣萬兵乘船來擊汝。辰韓曰，五百人已死，我當出贖直耳。乃出辰韓萬五千人，弁韓布萬五千匹，鏑收取直還。郡表鏑功義，賜冠幘・田宅，子孫數世，至安帝延光四年時，故受復除。」

においても似たような現象が確認される。「下戸詣郡朝謁，皆假衣幘，自服印綬衣幘千有餘人」という記事については、ただ三韓の下戸千餘人が漢の郡縣を訪れて衣服を求めたとか、漢の郡縣側が彼らに衣服を提供し、それにより韓人たちの分裂を圖ったのだなどと理解されてきた。だがこの記事はむしろ、交易のために朝貢使節を装う者が多かったことを示唆していよう。なぜなら、その目的が「朝謁」であったとされるにもかかわらず、彼らは正式の使臣ではなく、商人を暗示する「下戸」であったからである。ここにいう衣幘とは一般の衣服ではなく、印綬とともに使われる朝貢使節の官服を意味するが、彼らはもともと朝貢使節ではないため、やむを得ず漢の郡縣からそれを借りたのである。つまり、三韓の下戸たちは朝謁を目的として漢の郡縣に入り、皇帝に拜謁する際の衣幘を借り、印綬を帯して、自分たちをまるで朝貢使節であるかのように偽装した。こうして一般人が朝貢使節を装ったのは、それによる何らかの経済的な利益が豫想されたからである。懸泉置漢簡にみえる朝貢使節團にも、正式使節のほかに「客」と呼ばれるものが多数含まれていた。

これまで彼らが朝貢使節を装った商人と見なされなかったのは、その規模が一千人にも達していたからである。だが一度に數百人から千人が入ってきたという懸泉置漢簡の事例に照らすと、三韓下戸の入郡もそれと同じ程度の規模である。もちろん、その人数は數回にわたって入ってきた下戸の累計とも考えられるが、ともかく一回にかなりの人数が入郡していたのは確かである。

以上のように、①朝貢使節團には交易を通じて利潤を得ようという商人たちが多数含まれており、その規模が考えられているよりも大きいという点、②朝貢使節團は必ずしも一國一使とは限らなかった点、③朝貢使節團を構成する諸國は邊郡への交通路上に位置する点、④朝貢使節團は漢の使節によって護送されていた点、⑤朝貢使節團の奉獻回数は文獻資料に記されているものよりずいぶん多かった点などが文獻資料から確認された。

結 論

本稿では、懸泉置漢簡「永光五年康居王使者訴訟冊」の内容分析を中心に、漢と西域とを往來した朝貢使節の性格について考察した。「永光五年康居王使者訴訟冊」にみえる彼らの主な興味は、外交的目的よりは経済的な利益にあった。彼らは日常的に漢に入關し、漢から食糧および護送の支援を受けて特定の互市に到着した後、そこで邊郡の官吏とともに奉獻品の値段を決め、その代價に相應する財物を手にして歸國した。朝貢使節として扱われたため、様々な便宜を與えられ、奉獻品の價值を上回る賜與を受けるのが原則であったが、漢の官府による一方的な管理・監督のもとで行われた交易なので、邊

郡の官吏による不公正な扱ひもしばしば発生した。

他にも懸泉置漢簡から、そうした朝貢貿易の様子を確認することは難しくない。漢に入關する使節團のなかには、その規模が數百人以上の場合もあったが、これは複数の國々の使節から構成されていた。これらの國々の間には特別な政治的從屬關係は確認できず、その一方で同じ交通路上に位置している場合が多かった。漢の使者が彼らを漢に連れてきて、朝貢が終わればまた彼らを護送して歸國させたからである。また、朝貢使節團の奉獻の頻度は、既存の文獻資料に記された回数より遙かに多く、敵對關係にあった時にも使節團は往來していたことがわかる。一方、彼らのうち一部は、朝貢が終わった後も漢に滞在し、個別に交易を行った可能性がある。それは中國内地における商業ネットワークを形成した4世紀以後のソグド商人の姿に似ている。但し、こうして頻繁に取引が行われたにもかかわらず、それには公正とはいえないものもあった。取引は漢の徹底的な監視・監督のもとで行われ、しばしば一方的に値段が決定され、さらに地方の豪族たちも不公正な取引を行った。

このような漢と西域諸國との間の朝貢貿易の実態は、三韓・倭と樂浪郡の交易にも當てはまる。秦漢時期以後、中國の基本的な政策は對外貿易を徹底的に制約する方向に向かっていたため、中國や三韓・倭の商人はそうした制約の枠内で交易する他なかったとみられる。ここに遠距離交易の危険と経費の増加という要素が加わり、さらに三韓・倭の社會は交易に十分な投資を行える發展段階にはなかったから、結局、朝貢貿易以外には對外交易を行い得なかったと考えるしかない。『晉書』による限り、三韓の朝貢使節團も様々な規模をもち、同一の交通路上に位置した諸國の使節が中國の使者の護送を受けながら往來していたことがわかる。もちろん、西域の使節のように、奉獻以後も滞在しながら個別に貿易を進めていた可能性も排除できない。また、こうした交易は原則的には漢の一方的な監督のもとで行われ、地方豪族による侵奪も十分豫想されるところである。

以上のように、朝貢貿易が三韓・倭と樂浪郡との主な交易形態であることは間違いない。だが中國側から使者を送って朝貢使節團の護衛を擔當した點、そして中國の使者もまた經濟的目的のために出使に自ら志願した點を考慮すれば、三韓・倭と樂浪郡との交易は、三韓の一方的な朝貢貿易だけではなく、中國の使者が三韓・倭地域に来て行われるものでもあった。また、三韓と倭の間の貿易も中國邊郡との貿易システムという枠のなかで進められた可能性が高い。それゆえ、邊郡の衰退にともなう既存の貿易システムが崩壊すれば、韓半島海岸地域の小國と倭を含めた世界も大きく變容せざるをえなかっただろう。4世紀以降の東アジア世界の變化をこの觀點から理解する必要があると考える。